

第 2 3 節 公有水面の埋立

この規定は、公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 2 項の告示があった埋め立て地において行う開発行為の場合に、公有水面埋立法第 2 条第 1 項の免許の条件において法第 33 条第 1 項各号の基準に関する定めがあるときは、その定めをもって開発許可の条件とするものです。この場合、法第 33 条第 1 項各号の技術基準は当該免許の条件に抵触しない限度において適用するとしたものです。

これは、公有水面埋立法の免許に際して環境保全等の措置が講ぜられることとされているため、同法の基準が優先されることが適当であるとの考えによるものです。

都市計画法

（開発許可の基準）

第 33 条

7 公有水面埋立法第 22 条第 2 項の告示があった埋立地において行う開発行為については、当該埋立地に関する同法第 2 条第 1 項の免許の条件において第 1 項各号に規定する事項（第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める事項を含む。）に関する定めがあるときは、その定めをもって開発許可の基準とし、第 1 項各号に規定する基準（第 4 項及び第 5 項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）は、当該条件に抵触しない限度において適用する。